

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学安全保障輸出管理取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第21条の規定に基づき、輸出管理の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事前確認)

第2条 規程第11条の事前確認は、以下の手順にて行う。

2 教職員等は、該非判定フローチャートに従い事前確認を行い、申請の必要がある、もしくは疑義がある場合は、取引審査申請書（様式1）、該非判定票（貨物：様式2-1 技術：様式2-2）、必要なチェックリスト（様式3、4-1、4-2、5-1、5-2）及び誓約書（様式6）を、輸出管理部局等責任者（部局長）宛提出する。

(該非判定及び取引審査)

第3条 規程第12条の該非判定及び取引審査は、以下の手順にて行う。

2 前条記載の事前確認該非判定票に従い、輸出管理部局等責任者が該非判定を行い、申請の必要がある、もしくは疑義がある場合は、前記書類を輸出管理統括責任者宛提出する。

3 輸出管理統括責任者は、必要に応じて輸出管理委員会を開催し、該非判定及び取引審査の審議をする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月10日から施行する。